

外国人労働者の就労環境整備

賃金支払い手段

電子マネー解禁へ

銀行口座は不要に？

■労働基準法第 24 条では「賃金は、通貨で直接労働者に全額を支払わなければならない」と規定し現金払いを原則としている。その上で例外として労基法施行規則第 7 条の 2で銀行等への口座振込みを認めている。

■本年 4 月の改正出入国管理・難民認定法（入管難民法）の施行でこの夏以降、新たな在留資格「特定技能」を持つ外国人労働者の来日急増が見込まれている。

■外国人労働者の就労環境の整備は必須で日本に技能実習生を送り出している国々からの要望もあり、厚労省は労働省令を改正し近く労政審で電子マネー業者の指定条件などを検討し電子マネーによる賃金支払いの解禁に踏み切ることにした。

■労働省令改正後は日本人労働者にも電子マネーでの賃金支払いができるようになる。電子マネーによる賃金支払解禁の背景にあるのは外国人労働者の急増による現金払いの弊害にある。

■現在でも外国人労働者については、本人確認が厳しく銀行への口座開設が難しいため賃金を現金払いするケースが多く見られる。現金払いには盗難に遭うなど危険や弊害も多く電子マネーなら本人の確認なしで登録し、コンビニの ATM で換金できる利便性も高く盗難のどへの問題解決も期待される。

■既に、海外の一部の国では賃金支払に電子マネーが利用され普及しているところもある。但し、電子マネーによる賃金受取りにはメリットはあるが業者破綻などのリスクも危惧されている。

厚労省では、金融庁電子マネー登録業者のうち「資金移動業者」を指定し、不正アクセスなどの事態に備え預り資金と同額以上を国に供託するよう義務づける予定という。又、電子マネーを導入しても労働者は口座振込み、現金などによる選択ができるという。尚、仮想通貨は除外される。

導入されると外国人労働者は給与受領のための銀行口座は不要になるが、国による電子マネー業者の選別・健全性の確認など資金保管理の徹底した対策が望まれる。